

催し・講座

小学生のための国際交流講座

バンブーダンスで遊ぼう!



フィリピンのバンブーダンスを見て、体験してみませんか。

▷とき 3月24日(土)午前10時~正午

▷ところ 谷戸公民館・学習室

▷内容 フィリピンのお話と踊り

▷講師 飯島メルバ・ジョセリンさん

▷対象・定員 小学生・30人

▷申込 16日(金)午前9時から

谷戸公民館へ

谷戸公民館(☎21-3855)

文化講演会「女性と文学」

~瀬戸内寂聴、津村節子、大原富枝を巡って~

▷とき 3月25日(日)午後1時30

分開演
▷ところ スポーツセンター・1階会議室
▷講師 大河内昭爾さん(前武蔵野女子大学学長)
主催...西東京市勤労者福祉サービスセンター、後援...西東京市教育委員会
産業振興課(☎内線142)

田無地域公民館 講師派遣事業説明会

西東京市の公民館では、市民の学習要求を実現し、多様な学習機会を広く提供するために、公民館講師派遣事業を行っています。これは、サークル、団体が企画運営する事業に対し、公民館が講師を派遣する制度です。

平成13年度の田無地域公民館では、前期...7月5日(木)~10月30日(火)・後期...11月10日(土)~平成14年3月31日(日)を実施期間として募集します。

田無地域公民館講師派遣事業説明会

田無公民館 4月4日(水)午後7時~

谷戸公民館 4月5日(木)午後2時~

芝久保公民館 4月6日(金)

午前10時~
詳しくは、お近くの公民館までお問い合わせください。
田無公民館(☎61-1170)、芝久保公民館(☎61-9825)、谷戸公民館(☎21-3855)

芝久保公民館・春休み映画会

~トイ・ストーリー2~

前作を見ていなくても楽しめます。大人のみでもどうぞ。声の出演...唐沢寿明、所ジョージ

▷とき 3月30日(金)午前10時~、午後2時~

▷ところ 芝久保公民館・視聴覚室

▷申込 当日直接会場へ

▷入場料 無料

芝久保公民館(☎61-9825)

第3回田無公民館 サークル交流会

~どなたでも 見学・参加できます~
どのようなサークルがどのような活動をしているのかを知る絶好の機会ですので、ぜひご参加ください。

さい。
▷とき 3月24日(土)~31日(土)
27日(火)は、休館日のためお休みです。
詳しくは、お問い合わせください。
田無公民館(☎61-1170)

人形劇・コロリンスペシャル

保谷柳沢児童館では、地域のお母さんによる乳幼児向けの人形劇「コロリんたまご」を毎月2回行っています。パネルシアターや手作りの人形たちとの触れ合いも楽しい観劇会です。ぜひ、お出かけください。

▷とき 3月23日(金)午後3時15分~4時

▷ところ 保谷柳沢児童館・マルチルーム

▷対象 3歳~小学生低学年(幼児は保護者同伴で)

▷内容 「くまさんくまさん」カレーライス」ほか

▷出演 「くまさんの会」
保谷柳沢児童館(☎68-7892)

担当課の内線番号の前の④・⑤の表記は、④...田無庁舎(☎64-1311)、⑤...保谷庁舎(☎21-2525)を表します。

3月の交通キャンペーン
街ぐるみ みんなでなくそう
迷惑駐車
放置駐車追放対策の推進
田無警察署(☎67・0110)

春の交通安全講習会
とき・ところ
4月5日(木)午後7時から・市民会館公会堂
4月10日(火)午後7時から・スポーツセンター
4月12日(木)午後7時から・谷戸公民館
内容 講話および交通安全映画など
環境防災課交通安全対策係(☎内線321)、管理課管理係(☎内線511)田無警察署、西東京市交通安全協会
4月1日からの担当は、交通計画課交通安全係(保谷庁舎☎64・1311)になります。

新入学児童交通安全親子の集い
対象 新入学児童とその保護者
とき・ところ
3月26日(月)午前10時~正午・カクタス自動車教習所(ひばりが丘2-5-1 ☎21-8629)
雨天の場合は、住友重機工業(株)体育館
4月2日(月)午前10時~正午(田無自動車教習所 芝久保町4-4-4 ☎61-7111)
雨天の場合は、市民会館公会堂
内容 信号機の見方 自転車の正しい乗り方 交差点の渡り方 ダミー人形を使用した飛び出し巻き込み実験
交通安全人形劇
環境防災課交通安全対策係(☎内線321)、管理課管理係(☎内線511)田無警察署、西東京市交通安全協会
4月1日からの担当は、交通計画課交通安全係(保谷庁舎☎64・1311)になります。



昨年の交通安全親子の集いで

田無市シルバー人材センター
小・中学生補習教室受講生募集
教職を退職された先生方が教科書を中心に基礎を指導します/小学校4~6年生(国語、算数)1教科:月額3千円。中学校1~3年生1教科(英語、数学)月額3千400円(理科)月額2千500円/3月29日(木)までに申し込みを/田無市シルバー人材センター(田無町4-15-11、市民会館2階☎67・1071)

田無市シルバー人材センター
小・中学生補習教室受講生募集
教職を退職された先生方が教科書を中心に基礎を指導します/小学校4~6年生(国語、算数)1教科:月額3千円。中学校1~3年生1教科(英語、数学)月額3千400円(理科)月額2千500円/3月29日(木)までに申し込みを/田無市シルバー人材センター(田無町4-15-11、市民会館2階☎67・1071)

多摩六都科学館から
プラネタリウム番組「オリオラのうた」ドラネコ三匹ベルギーを救え!」平日午後3時50分、土・日曜日、祝日午前11時10分、午後1時30分、3時50分
全天周映画「デイスティニー イン・スペース」平日午前11時10分、午後2時40分、土・日曜日、祝日午前10時、午後0時20分、2時40分
パソコン教室
パソコンで絵を描こう!ふしぎなシールをつくらう!
3月28日(水)・29日(木)・31日(土)、4月1日(日)午後2時~3時30分/当日来館された方(小学校3年生以下は親子で)各日20人/当日インフォメーションで受け付け(申込順)
展示室のイベント せい電気をあそぼう 3月20日(祝)・24日(土)・25日(日)午前11時30分、午後3時(各30分間)/2階実験ショーコーナー
臨時休館日のお知らせ
3月21日(水)春分の日の振り替え/多摩六都科学館(☎69・6100)

東村山浄水場「新エネルギー・サイトツアー」(発電設備施設見学)
場内で利用している、環境にやさしい太陽光発電等を見学しませんか/4月7日(土)8日(日)午前10時 11時 午後1時 2時 3時の5回/東村山浄水場(東村山市美住町2-20 ☎236)/東京都水道局東村山浄水管理事務所(☎042・397・8203)
消費税の申告と納税はお済みですか
個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は4月2日(月)までです/確定申告書に誤りがあった場合の手続き 申告期限を過ぎてから申告書に誤りを発見した場合 は、次の手続きを 納税額を少なく申告した場合 正しい税額を記入した「修正申告書」を提出し、納税を納税額を多く申告した場合 正しい税額に訂正を求め、「更正の請求書」を提出/なお、「更正の請求書」の提出は、申告期限から1年以内に限り、手続用紙は、税務署にあり

東村山浄水場「新エネルギー・サイトツアー」(発電設備施設見学)
場内で利用している、環境にやさしい太陽光発電等を見学しませんか/4月7日(土)8日(日)午前10時 11時 午後1時 2時 3時の5回/東村山浄水場(東村山市美住町2-20 ☎236)/東京都水道局東村山浄水管理事務所(☎042・397・8203)
消費税の申告と納税はお済みですか
個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は4月2日(月)までです/確定申告書に誤りがあった場合の手続き 申告期限を過ぎてから申告書に誤りを発見した場合 は、次の手続きを 納税額を少なく申告した場合 正しい税額を記入した「修正申告書」を提出し、納税を納税額を多く申告した場合 正しい税額に訂正を求め、「更正の請求書」を提出/なお、「更正の請求書」の提出は、申告期限から1年以内に限り、手続用紙は、税務署にあり

東村山浄水場「新エネルギー・サイトツアー」(発電設備施設見学)
場内で利用している、環境にやさしい太陽光発電等を見学しませんか/4月7日(土)8日(日)午前10時 11時 午後1時 2時 3時の5回/東村山浄水場(東村山市美住町2-20 ☎236)/東京都水道局東村山浄水管理事務所(☎042・397・8203)
消費税の申告と納税はお済みですか
個人事業者の消費税および地方消費税の申告と納税は4月2日(月)までです/確定申告書に誤りがあった場合の手続き 申告期限を過ぎてから申告書に誤りを発見した場合 は、次の手続きを 納税額を少なく申告した場合 正しい税額を記入した「修正申告書」を提出し、納税を納税額を多く申告した場合 正しい税額に訂正を求め、「更正の請求書」を提出/なお、「更正の請求書」の提出は、申告期限から1年以内に限り、手続用紙は、税務署にあり

都立武蔵野北高校吹奏楽部
第20回定期演奏会
4月2日(月)午後6時30分開演/武蔵野市民文化会館/入場無料、未就学児不可/曲目:「展覧会の絵(抜粋)」武蔵野北高校吹奏楽部(☎042・55・2071)

都立武蔵野北高校吹奏楽部
第20回定期演奏会
4月2日(月)午後6時30分開演/武蔵野市民文化会館/入場無料、未就学児不可/曲目:「展覧会の絵(抜粋)」武蔵野北高校吹奏楽部(☎042・55・2071)

東村山税務署(☎042・394・6811)
商店や診療所などの法定労働時間が変わります
商店などの、常時10人未満の労働者を使用する特例措置対象事業場の法定労働時間が、4月1日から、1日8時間、週44時間に変更となります。所定労働時間を変更しない場合でも、週44時間を超えた時間については、割増賃金の支払いが必要となります。詳しくは、お問い合わせを/三鷹労働基準監督署(☎042・48・1161)
折り紙でお友だちの輪をひろげませんか
3月29日、4月5日、12日(木)午前10時~正午/富士町福祉開館/中高年男女おおむね50歳以上・20人/定規、ハサミ、おしぼり持参/イベント名:住所・氏名・性別・年齢電話番号を記入し、東京いきいきらいふ推進センター(〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1、ファクス☎03・3235・6238)へはがきかファクスで、23日(金)までに申込を/東京いきいきらいふ推進センター(☎03・3235・1167)